政令

日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十八号

日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成二十八事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成二十八年政令第五十四号）は、廃止する。

農林水産大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　安倍　晋三

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「に定めるところによる」を「の上欄に掲げる貨幣ごとに、同表の下欄に掲げる価額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする」に改める。

別表第一中第四十七号を第四十八号とし、第三十五号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中